

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。この基本方針は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）を目的に策定するものである。

1. 基本的な考え方

（1）定義

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本理念

建学の精神「創造」のもとで、調和のとれた美しい人間性の獲得を目指す本校の教育理念に基づき、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本理念とする。

（3）基本姿勢

ア 本校は、あらゆる暴力や暴言を排するとともにいじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を本校全教職員の共通理解とする。

イ 本校及び本校教職員は、生徒の保護者、地域住民、関係機関その他の関係者との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ウ 本校及び本校教職員は、法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確かつ丁寧な説明を行うとともに隠蔽や虚偽の説明、若しくはそのような誤解を招く行為を行ってはならない。

エ 本校教職員は、自らの言動が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識し、適切な指導を行うとともに不適切な言動によるいじめの誘発、助長、黙認をすることがないよう注意を払う。

オ 本校の生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、適切に、当該生徒に対して特別指導若しくは学校教育法第11条の規定に基づき懲戒を加えるものとし、その旨を生徒及び保護者に周知する。

カ 授業や教育活動に対する満足度を高めることにより生徒の自己肯定感を高め、他者を尊重する姿勢を育むとともにコミュニケーション能力を育成する。

キ 勝利至上主義や過度の競争意識がいじめにつながる場合があることを認識し、個を尊重した指導を行う。

ク ボランティア等、生命を尊重し、社会と福祉に貢献するための生徒の自主的な活動を支援す

る。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) 校内組織

いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 構成

校長，教頭，局長，部長，生徒指導主任，学年主任，情報化担当教諭，養護教諭，教育相談室担当教諭，カウンセラー

イ 役割

(ア) いじめ防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。

(イ) いじめの相談，通報の窓口に関すること。

(ウ) いじめ防止と早期発見に関すること。

(エ) 個別いじめ事案の事実確認及び指導等の対応に関すること。

(2) いじめの防止

ア HR，学校行事，特別活動，情報教育等を通して多様な価値観を尊重する態度を育み，規範意識を養うことにより，人間性を培い，いじめを容認しない態度を身に着ける。

イ 関係機関と連携し，インターネットを通じて行われるいじめを含め，いじめ防止等への理解を深めるために指導計画を作成し，啓発活動を行う。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査その他の措置

いじめの早期発見のために，いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

イ 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して，学級担任及び教育相談室をはじめとする相談体制を整備し，いじめの早期発見と早期対応を行う。

ウ 情報の収集と共有

学級担任，学年主任，クラブ顧問，養護教諭，教育相談室・スクールカウンセラーの間でいじめに関する情報の共有を図る。また，必要に応じて関係機関やネットパトロール等の外部機関とも連携して情報を収集・共有する。

エ いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒，保護者，教職員等から生徒がいじめを受けているとの通報を受けた場合や，客観的な状況からいじめを受けていると思われるときは，委員会を中心として速やかに事実確認に着手する。

(4) いじめへの対処

ア 事実確認

いじめの疑いのある事案を把握したときは，状況に応じて質問票の使用や聴き取り，面談等により，事実の有無を確認するための調査を行う。

イ 報告

調査結果について，学校長に報告する。

いじめを受けていると思われるときは、次のとおり校長へ報告を行う。

発見者→担任→学年主任・生徒指導主任→部長・教頭→校長

なお、緊急時には臨機応変に対応するものとする。

- イ 個別のいじめ事案について、関係教職員により調査委員会を設け事実確認にあたる。
- ウ 生徒からの事情聴取は、複数の教員で対応し、正確に記録する。
- エ 事情聴取等の記録、アンケート等の資料は、適切な期間保存するものとする。
- オ 調査の結果は、直ちに校長へ報告する。
- カ 調査結果について、被害側生徒・保護者へ情報提供を行うとともに、いじめの事実が確認された場合は、加害側の生徒・保護者へいじめの事実を通知する。
- キ いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、再発を防止するとともに、被害生徒のケア、被害生徒が安心して教育を受けるために必要な措置をとるとともに、加害生徒への指導を行う。特に加害生徒から被害生徒及び通報者に物理的、精神的な圧力を加えることを防止するために適切な措置をとる。
- ク 本校の生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、適切に、当該生徒に対して特別指導若しくは学校教育法第十一条の規定に基づき懲戒を加えるものとする。
- ケ いじめの加害者・被害者だけでなく、「観衆」「傍観者」としての立場にある生徒に対しても適切な指導を行う。

3. 重大事態への対処

本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次のように対処する。

- (1) 前項(2(4))の手順により報告、事実確認および指導を行う。
- (2) 事実確認をふまえ、校長は、千葉県知事へ報告を行う。

校長→千葉県総務部学事課(第一報)→知事

- (3) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署と連携して対処する。なお、必要があると認められる場合は所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4. 公表、点検、評価等について

- (1) いじめ防止基本方針は、ホームページで公表する。
- (2) 年度毎にいじめに関する調査・分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- (3) 年度毎にいじめ問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価するとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

2015年11月1日制定

根拠法 いじめ防止対策推進法(2013平成25年9月28日)

千葉県いじめ防止対策推進条例(2014平成26年4月1日)